

教学監査報告書

和歌山信愛女子短期大学

学長 森田 登志子 殿

私たち学校法人和歌山信愛女学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第14条第1項の定めに基づき、短期大学の教学に関する業務監査を実施しました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

監事は、短期大学担当者と以下の日程で教学監査を実施した。

日時：令和5年6月1日（木）15：10～16：30

場所：和歌山信愛女子短期大学 応接室

面談者：副学長 伊藤 宏、事務長 郭 安紀彦

内容：①議事録閲覧（運営会議、教授会等）

②短期大学の現況についてヒアリング

③短期大学構内の視察

④授業、指導等の視察

2. 監査の結果

① 議事録閲覧

2022年度運営会議は毎月1回継続して開催され議事が記録されていることを確認した。議題には奨学支援制度の改訂等があった。

2022年度教授会は継続して開催され議事が記録されていることを確認した。

いずれも適切な形で保管されていることを確認した。

理事会・評議員会の報告において入学者数、卒業者数、就職者数だけでなく退学者数や休学者数についての説明もあることが望まれる。

② 短期大学の現況についてのヒアリング

経営改善計画（令和4年12月開催の理事会・評議員会で提出）、「学生生活のてびき」、前期開講時間表、2021年度自己点検、評価報告書を参考に伊藤副学長と郭事務長に対しヒアリングを行った。

全国的な短大進学者の減少、本学の2020年度からの継続的な定員割れに対して入学金、授業料等の値上げ、コース制の導入により経営改善するという計画を確認

した。また少子化による学生数減少に歯止めをかけるための、有意義で工夫された授業の心がけを確認した。

しかし一方で最寄りの電鉄駅から本学まで運行していた市バスが廃止され、通学にはかなりの距離の徒歩を要することとなった。自動車通学は認められているが、学生の家計状況に左右されるものである。通学の交通の不便さが懸念材料である。

配布された「学生生活のてびき」は、カリキュラムや学則変更の際の参考として理事会・評議員会での配布を望む。

③ 短期大学構内の視察

1号館から3号館の各階すべてを巡回し、ファッションブライダル演習室、きょう育の和センター、マルチメディア研修室、大講義室、体育館などを確認した。また各教室とも設備が充実しているが、教室によっては活用されていない様子のもも見受けられた。体育館はよく整備されているがこの状態を維持するには相当の費用がかかり、財務状態を圧迫する一因ではないかと感じた。最後に1号館地下の雨漏りがあった部分の改修が済んでいることを確認した。

④ 授業、指導等の視察

調理実習、美術、ホームルームを視察した。明るくリラックスして講義を受けている学生の様子を視察できた。50人ほどが定員の教室で10人以下の学生が授業を受けている光景を見て、教室が広すぎるという印象を受けた。

また生物科学実験室の講師より日々の授業内容や使用する設備について説明を受け、日々しっかりと学びの機会を提供できていると確認した。

令和6年6月9日

学校法人和歌山信愛女学院

監事 和田 裕充



監事 平 平治

